

令和 7 年度沖縄県過疎地域持続的発展方針策定等 委託業務に係る企画コンペ募集要領

1 事業目的

「沖縄県過疎地域持続発展方針」（以下、「県方針」という。）及び「沖縄県過疎地域持続発展計画」（以下、「県計画」という。）が令和 7 年度で期限を迎えることから、過疎地域等の広域的な現状や課題について可能な限り詳細に調査し把握した上で、令和 8 年度から新たな県方針・県計画を策定する必要がある。

また、沖縄県の離島振興施策についても、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」や「次代を拓く持続可能な島づくり計画－新・沖縄 21 世紀ビジョン離島振興計画－」の中間見直しに向けて、離島地域における現状や課題について可能な限り詳細に調査し把握する必要がある。

このため、本県の離島・過疎地域の実態について調査分析を行い、離島・過疎地域が抱える課題を地域毎に把握することにより、離島・過疎地域の持続的発展に向けた実効性の高い施策の企画立案に資することを目的とする。

2 企画コンペ概要

- (1) 名 称：令和 7 年度沖縄県過疎地域持続的発展方針策定等委託業務に係る企画コンペ（以下、「企画コンペ」という。）
- (2) 方 法：企画提案書と見積額との内容による企画コンペ
- (3) 業務内容：令和 7 年度沖縄県過疎地域持続的発展方針策定等委託業務に係る企画提案仕様書
（以下「仕様書」という。）を参照すること。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。

- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者。
- (11) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が上記応募資格(1)～(3)までの要件を満たし、いずれかの構成員が上記応募資格(4)～(10)までの要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 委託業者決定までのスケジュール

- (1) 質疑応答
公募日から令和7年6月24日(火)12:00まで
- (2) 企画提案書応募申請書
令和7年6月25日(水)12:00まで
- (3) 企画提案書提出期限
令和7年6月30日(月)12:00まで
- (4) 一次審査(書類審査)結果※予定
令和7年7月2日(水)
- (5) 二次審査(企画提案プレゼンテーション)及び結果通知※予定
令和7年7月11日(金)午前予定

5 質疑応答

質問は、質問票【別紙1】により、FAXまたはメールで受け付ける。

- (1) FAXまたはメール送信後は、受信確認を行うこと。
FAX : 098-866-2068
メール : aa017035@pref.okinawa.lg.jp
TEL : 098-866-2370
- (2) 質問事項に対する回答は、地域・離島課ホームページに掲載する。
- (3) 受付期間：令和7年6月24日(火)12:00まで

6 企画提案応募申請書

企画提案応募申請書(様式1)の提出は、次により書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこととし、提出期限内に到着するように送付すること。

- (1) 提出期限：令和7年6月25日(水)12:00まで
- (2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県企画部地域・離島課(県庁7階)
- (3) 部数：紙資料1部

7 企画提案書等

- (1) 会社概要【様式 2】
- (2) 業務実績【様式 2-2】
- (3) 共同企業体協定書【様式 3】
- (4) 誓約書【様式 4】

(注) 共同企業体の場合、構成員ごとに会社概要【様式 2】、業務実績【様式 2-2】及び誓約書【様式 4】を作成すること。

- (5) 企画提案書

企画提案書は原則として、A4 版横、上綴り、表紙を除き 25 頁以内とすること。

また、企画提案書の記載にあたっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、仕様書を参照しながら次の各項目の記述を必須とする。

i 提案概要

II 業務の実施内容

III 委託業務の実施体制

本委託業務の実施に際して、上記 II の業務ごとに実施体制を作成すること。

IV 委託業務スケジュール

V 見積

上記業務の II 実施内容の全てについて、総額 6,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

なお、消費税率については、全期間の経費について 10% で積算すること。

積算の費目は次の内容で作成すること。

ア 直接人件費

イ 報償費

ウ 旅費

エ 使用料及び賃借料

オ 消耗品費

カ 印刷製本費

キ 通信運搬費

ク 一般管理費（（直接人件費＋直接経費）×10%以内）

ケ 消費税及び地方消費税

コ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次により書類を郵送又は持参することにより受け付ける。

ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこととし、提出期限内に到着するように送付すること。

- (1) 提出期限：令和 7 年 6 月 30 日（月）12:00 まで
- (2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県企画部地域・離島課（県庁 7 階）
- (3) 部 数：紙資料 7 部

9 企画提案書等の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

沖縄県企画部地域・離島課において一次審査（書類審査）を行い、主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社（3社以内）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、提案内容や経費等について審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。

ア 期日：令和7年7月11日（金）

イ 各事業者の持ち時間は35分程度とし、15分をプレゼンテーション、20分程度を質疑応答時間とする。提出した提案書により説明を行うこと。

10 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的に実現可能性が高く、創意工夫を凝らした優れた提案となっているか。
- (3) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されているか。
- (4) 類似事業の契約実績等があり、かつ確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (5) 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

11 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (8) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 支払い条件
概算払い 概算により一定の金額を交付し、業務終了後金額が確定後に精算する。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(参考) 沖縄県財務規則第 101 条第 2 項

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項 の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 法令に基づき納付が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(4) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 問合せ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁 7 階）

沖縄県企画部地域・離島課 地域振興班

TEL：098-866-2370

FAX：098-866-2068

メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp